

平成 29 年 2 月 22 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
紙容器事業部

前年度より継続して紙製容器包装再生処理事業を実施する事業者の対応について

平成 29 年度の紙製容器包装再商品化事業者で、平成 28 年度の紙製容器包装の再商品化事業を実施している事業者においては、平成 29 年度 4 月～6 月にかけて、平成 28 年度分と平成 29 年度分の双方の再商品化実績を報告して頂くこととなります。この場合、平成 28 年度分と平成 29 年度分については、再商品化事業者のジョイント・グループの組み合わせや再商品化単価が異なるため、平成 28 年度分と平成 29 年度分が混同することのないよう、以下のとおり再商品化を行い報告するようお願いいたします。

1. 基本的注意事項

- ・平成 28 年度中の市町村からの引き取り量は、平成 29 年 4 月 5 日までに報告すること（平成 28 年度の最終引き取り物の確認など市町村と整合の取れた数値を報告すること）。
- ・平成 29 年 4 月以降、平成 28 年度分と平成 29 年度分の双方を引き取り、再生処理、引き渡し、販売を行う場合には、まず平成 28 年度分から実施し、平成 28 年度分が終了後に平成 29 年度分を実施すること。
- ・平成 28 年度分については、平成 29 年 6 月度までに再商品化を完了すること（万一完了しない場合、その残量について再商品化費用は支払われませんが、その分についても適正に再商品化すること）。
- ・ジョイントグループ代表事業者ならびに構成員は、平成 28 年度分と平成 29 年度分の実績を明確に分けて把握し、それぞれについて通常通り月次報告を取りまとめ、翌月 5 日（休日により変動します・報告期限は資料 6 を参照）までに協会へ報告すること。

2. 引き取り・再生処理・再商品化製品販売に関する実績報告の際の注意事項

- ・各事業者は、平成 28 年度分の平成 29 年 3 月度実績報告時点における繰越し量（引取在庫、製品在庫等）を確認すること。再生処理、引き渡し、再商品化製品販売にあたっては、平成 28 年度分から再生処理、引き渡し、再商品化製品販売を実施すること。また、引き渡し、引き取りの際、平成 28 年度分であるか平成 29 年度分であるかについて相互に確認すること。
- ・平成 28 年度分と平成 29 年度分の分類は、市町村が再商品化事業者に引き渡しを行った期日で決まります。例えば、平成 28 年度に引き取りを行ったもので、平成 29 年度になって選別や材料リサイクルを行ったものは平成 28 年度分として実績報告をあげる。材料リサイクル事業者や固形燃料化事業者が平成 29 年度に入り選別事業者から引き取ったものでも、選別事業者が市町村から引き取りを行った日が平成 28 年度であつ

た場合には平成 28 年度分となるのでご注意ください。

- また、実際の販売が平成 28 年度分と平成 29 年度分が混在する場合でも、受領書は、平成 28 年度分と平成 29 年度分を分けて提出することが必要です。それが困難なときには、受領書に平成 28 年度分と平成 29 年度分がわかるように記載し、分けた数量をオンラインに入力すること。

以上